

被災宅地危険度判定制度について



大阪府 都市整備部
事業調整室 都市防災課
耐震グループ

● 被災宅地危険度判定制度の背景

平成7年1月に発生した**阪神・淡路大震災**

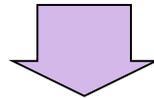
地元地方公共団体

(独) 都市再生機構

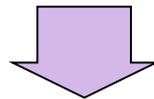
(公社) 全国宅地擁壁技術協会等の協力により、集中的に被災宅地の調査が行われた。

● 被災宅地危険度判定制度の背景

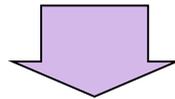
大地震、豪雨等に伴う宅地災害が**広範囲に発生**



被災した行政庁の職員だけでは対応が困難



行政庁の枠組みを超えた調査体制の整備が不可欠



被災宅地危険度判定制度

● 被災宅地危険度判定制度の取組状況

1. 全国的な取組み

■ 被災宅地危険度判定連絡協議会が発足(平成9年5月23日)

- ・ 被災宅地危険度判定制度の整備を目的とする全国組織
- ・ 国土交通省、47都道府県、18政令市及び(独)都市再生機構の
66団体で構成
- ・ (公社)全国宅地擁壁技術協会が事務局

主な事業内容

- 1) 各都道府県の相互支援制度の整備
- 2) 判定制度の整備
- 3) 判定技術の向上
- 4) 判定士の養成等

■ 全国判定士数 (40,016人) (令和4年4月1日現在)

● 被災宅地危険度判定制度の取組状況

2. 大阪府の取組み

■ 被災宅地危険度判定士の制度化（平成10年）

■ **大阪建築物震災対策推進協議会を設立し、被災宅地危険度判定に係る事業を位置付け**（平成20年8月1日）

（目的）

既存建築物等の耐震性の向上、被災建築物等の応急危険度判定の体制整備を図り、災害に強いすまいとまちづくりに資することを、目的として、平成10年6月に設立。

■ 主な事業内容

- 1) 既存建築物等の耐震性向上についての普及啓発等
- 2) 被災建築物等の危険度判定の実施体制の整備等

■ 大阪府目標判定士数 ⇒1,000人

1,750人（令和6年3月末時点）

新潟県中越地震での宅地被害状況



新潟県山古志村
(H16.10.24撮影)

発生時期	名称・規模
H7年1月17日 (M7.2)	阪神・淡路大震災 延べ人数：770人、 調査件数：1518件
H12年10月6日 (M7.3)	鳥取県西部地震 延べ人数：146人、 調査件数：440件
H15年7月26日 (M5.5)	宮城県北部連続地震 調査件数は若干
H16年10月23日 (M6.8)	新潟県中越地震 延べ人数：163人、 調査件数：3,329件
H19年7月16日 (M6.8)	新潟県中越沖地震 延べ人数：248人、 調査件数：2,082件

◆被災宅地危険度判定活動状況

■東日本大震災での活動状況（H23.9.12時点）

- ・ 9県56市町村において、6,456件実施

危険	（赤）	1,450件
要注意	（黄）	2,142件
調査済	（青）	2,864件

- ・ 仙台市において2回の広域支援

3月23日～4月3日（12日間）

4月19日～4月22日（4日間）

59公共団体1法人から延べ831名 約2,900箇所判定

◆被災宅地危険度判定活動状況

■ 東日本大震災での大阪府の派遣状況

- ・ **派遣期間** 4月18日（月）～23日（土）6日間
（**判定期間**） 4月19日（火）～22日（金）4日間
- ・ **派遣人数** 15名
- ・ **判定件数** 274件（5班）

危険（赤）	71件
要注意（黄）	119件
調査済（青）	84件
- ・ **宿泊先** 仙台市内（市役所から約1時間）
- ・ **交通手段** 往復はバス（片道12時間以上）
現地はレンタカー

◆ 被災宅地危険度判定活動状況



◆ 被災宅地危険度判定活動状況



◆被災宅地危険度判定活動状況



◆被災宅地危険度判定活動状況

■熊本地震での大阪府の派遣状況

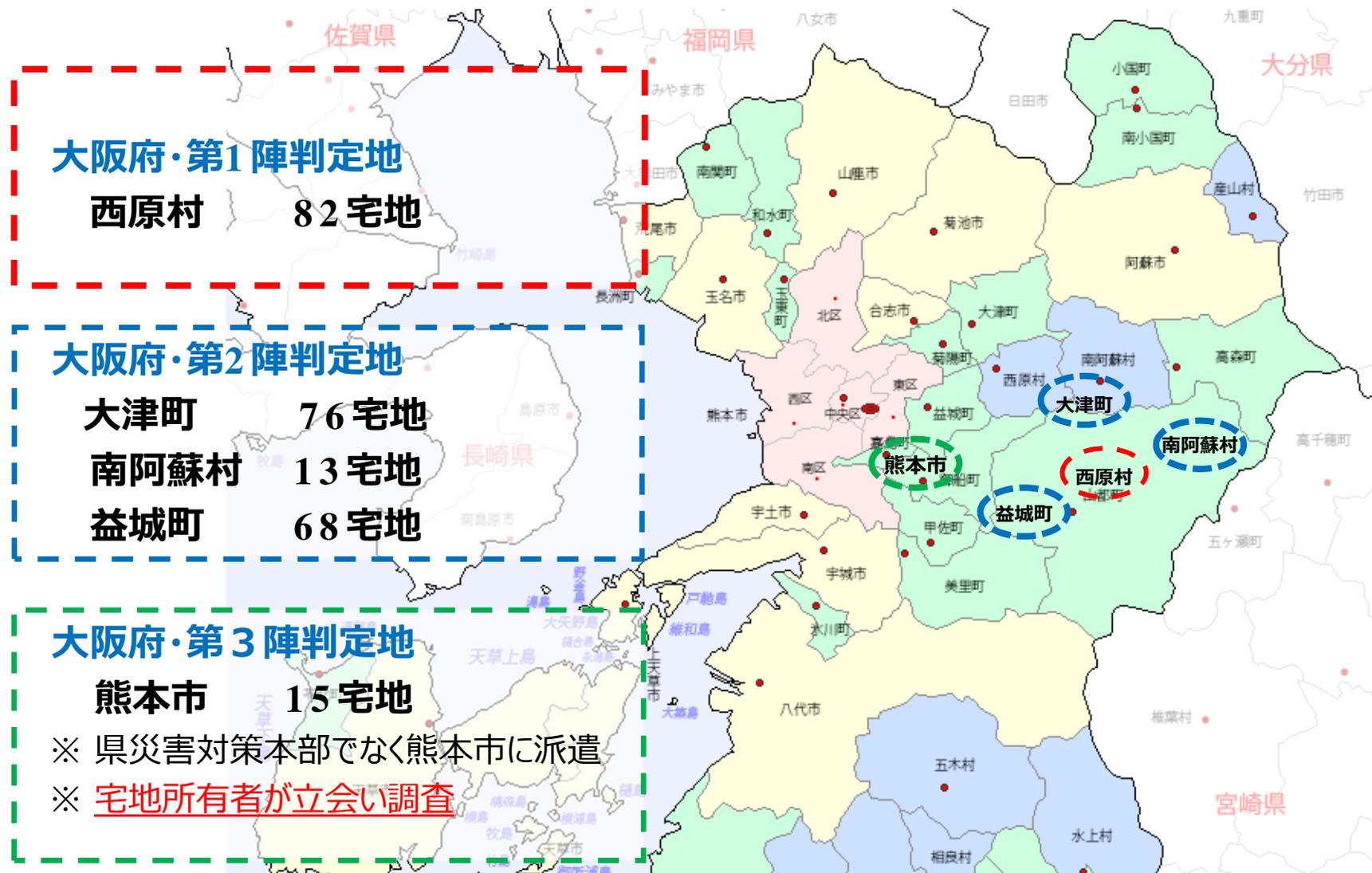
- ・派遣期間、人数

(第1陣)	4月28日~5月1日	3名
(第2陣)	5月10日~13日	6名
(第3陣)	5月24日~27日	3名

※判定活動は各3日間。計254件

◆被災宅地危険度判定活動状況

■ 熊本県・判定位置等



◆ 被災宅地危険度判定活動状況

■ 熊本地震（南阿蘇村）



◆ 被災宅地危険度判定活動状況

■ 熊本地震（益城町）



◆ 被災宅地危険度判定活動状況

■ 熊本地震（益城町）



◆ 被災宅地危険度判定活動状況

宅地の被害状況（大阪北部地震）

◆ 被災宅地危険度判定の状況

・実施期間は、6月19日から7月2日

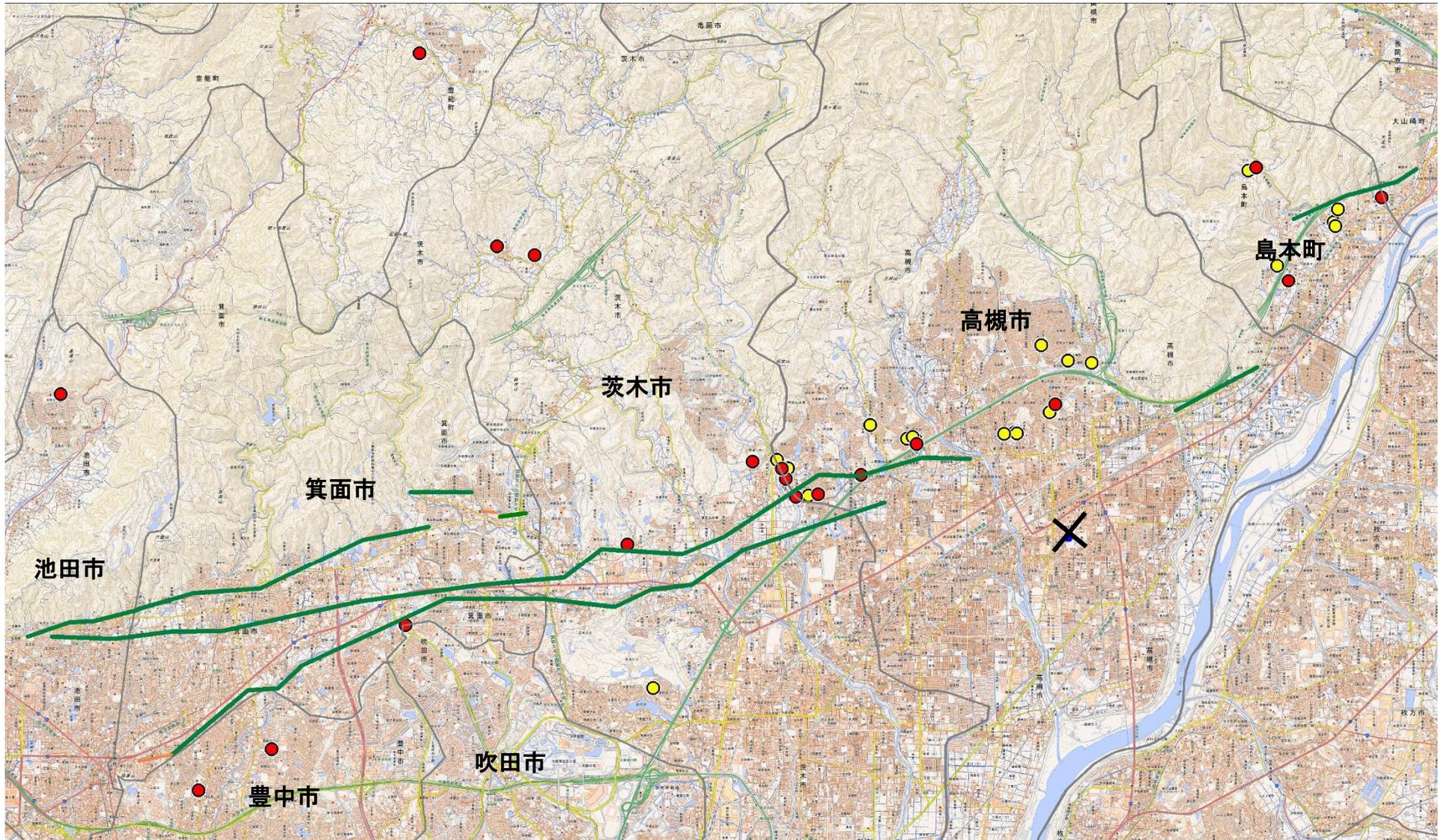
市町名	判定結果			
	計	赤	黄	青
豊能町	2	1	0	1
豊中市	4	4	0	0
池田市	1	1	0	0
箕面市	3	3	0	0
高槻市	37	13	21	3
茨木市	9	5	1	3
島本町	10	3	6	1
合計	66	30	28	8

◆ 被害を受けた擁壁

○ 宅造法の技術基準に適合しない擁壁（既存不適格、違反）に被害が生じた。

宅地の被害状況（大阪北部地震）

○ 宅地の被害は、ほぼ活断層沿いに発生している。



● 被災宅地危険度判定制度について

被災宅地危険度判定連絡協議会

『被災宅地危険度判定士危険度判定ファイル』

- ・ **被災宅地危険度判定実施要綱** (P1～)
- ・ **被災宅地危険度判定業務実施マニュアル** (P9～)
- ・ **被災宅地の調査・危険度判定マニュアル** (P33～)
- ・ **同マニュアル 参考資料** (P105～)
- ・ **擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き** (P137～)



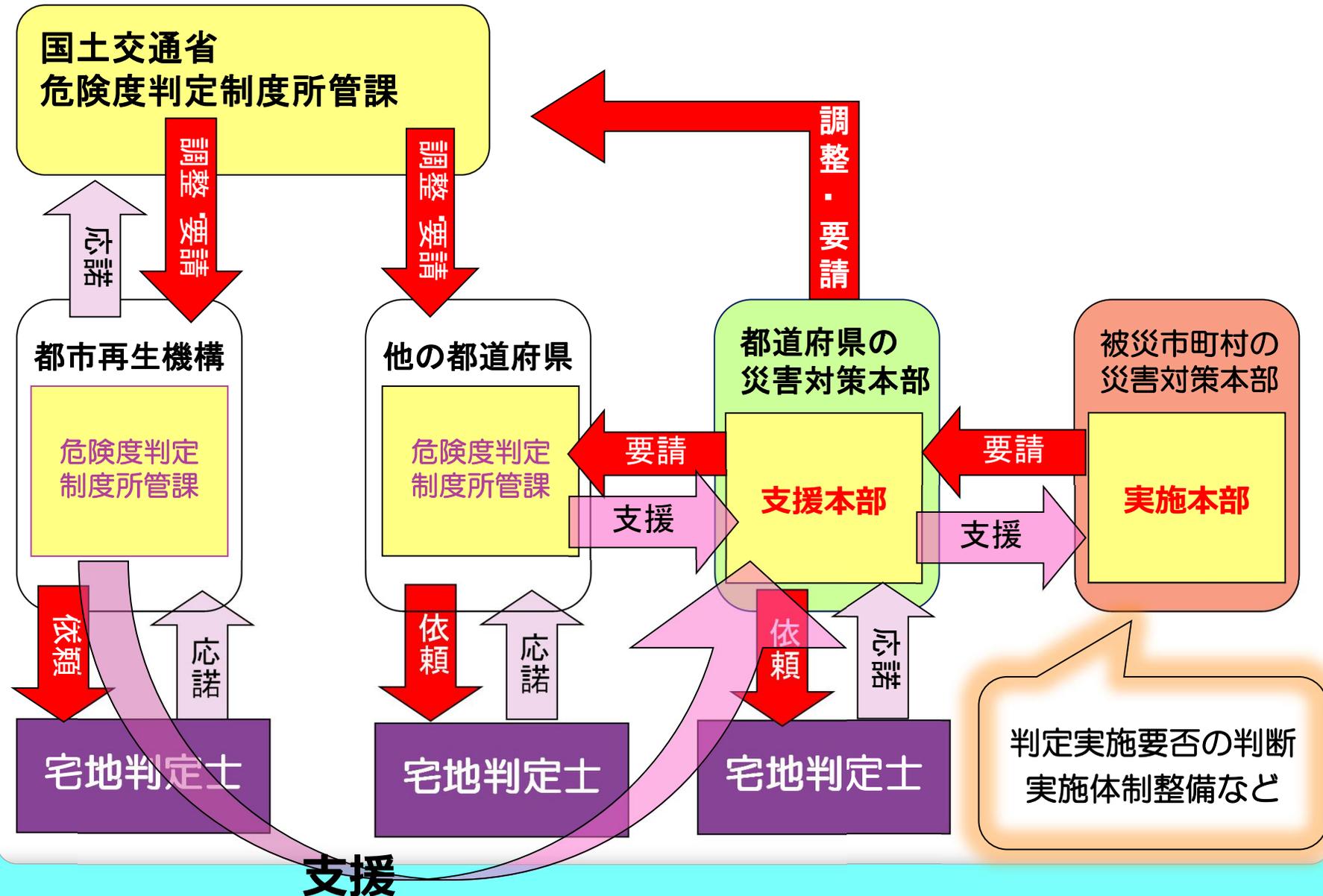
1. 被災宅地危険度判定制度の目的

被災宅地危険度判定実施要綱 (第1条)

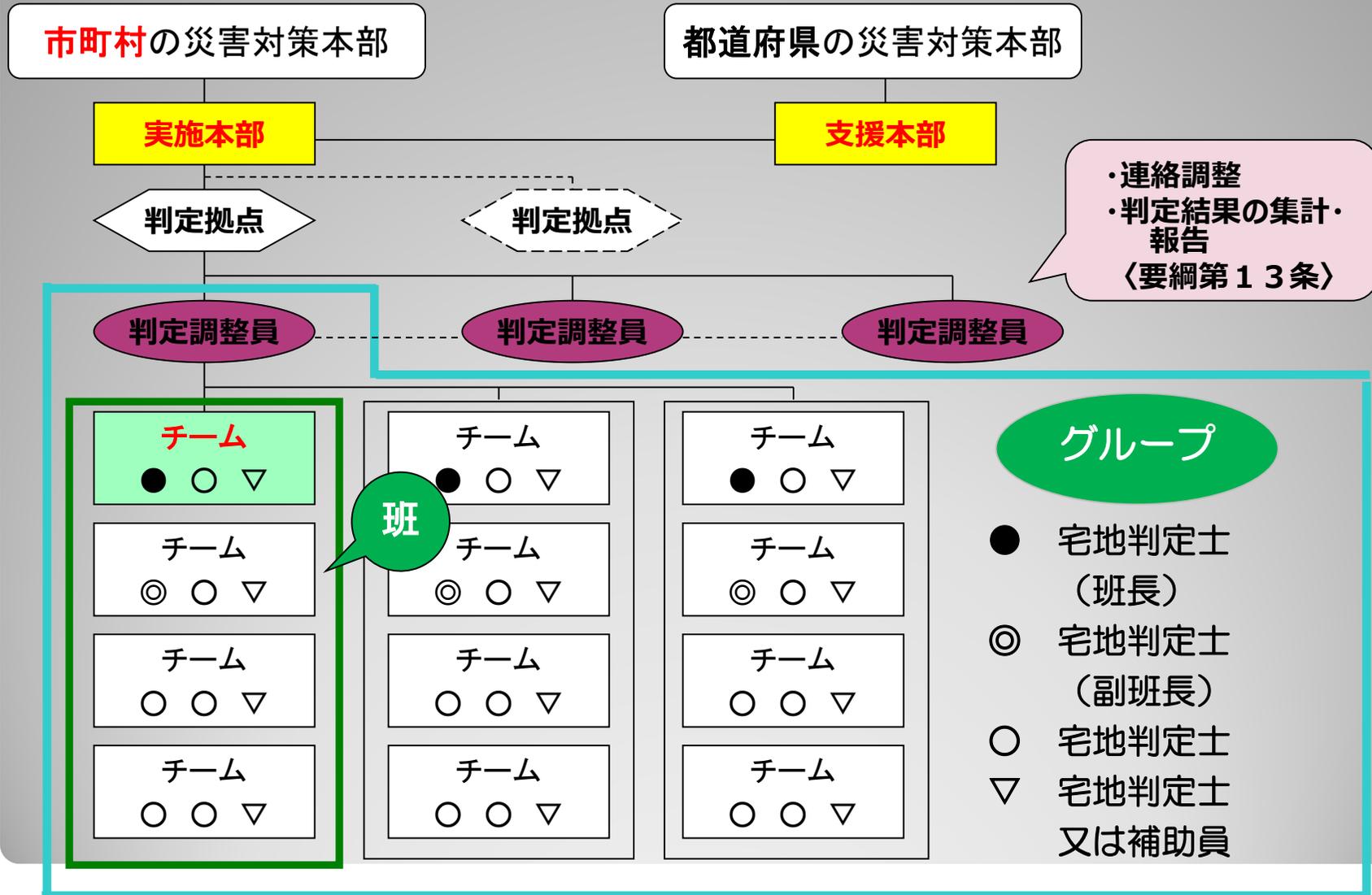
- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し二次災害を軽減、防止
- 住民の安全の確保

**被害の範囲及び程度をおおまかに把握
緊急的に立入制限の要否を実施**

(1) 危険度判定実施体制 (要綱第4条)



(2) 危険度判定実施概念図



2.実施本部の業務内容 (1)

■ 宅地災害発生規模の把握 (広域支援)

- ・宅地災害発生規模と判定必要件数の概数を把握

■ 判定実施要否の判断

- ・所管課長は被害情報を収集し判定要否を判断
- ・判定要す場合は、災害対策本部長へ具申

■ 判定実施の決定

- ・災害対策本部長が判定実施を決定

■ 実施本部の設置

- ・所管課長は実施本部を設置し、実施本部長として判定業務に着手
- ・被災地域住民へ、判定実施等を周知

2.実施本部の業務内容 (2)

■ 実施本部の業務開始

- ・ 宅地に係る被害情報の収集
- ・ 判定実施計画の作成

対象宅地数の把握／実施区域、優先順位の決定／

実施期間／必要判定士数、必要判定調整員数 など

- ・ 都道府県へ支援要請する場合の判定士等の受け入れ態勢の整備
- ・ 判定結果の集計や災害対策本部長への報告
- ・ 住民等からの相談への対応 など

2.実施本部の業務内容 (3)

■ 都道府県への支援要請

- ・ 宅地判定士等の派遣
- ・ 判定資機材の提供
- ・ 輸送手段
- ・ 判定士等の宿舎・食事の確保など支援本部長へ要請

■ 情報分析・先行調査の実施

- ・ 宅地被災の各種要因の状況を把握
- ・ 判定実施優先度を決定

■ 判定実施計画の策定

- ・ 判定対象宅地数、用途及び規模等、 判定実施区域及び判定優先順位、判定実施（計画）期間、必要な宅地判定士等の数、参集場所、受入れ条件、判定資器材の調達及び輸送計画、簡易記録の実施、判定支援ツールの適用等

2.実施本部の業務内容 (4)

- 判定実施チーム及び班の編成
- 判定資機材等の配布
- 判定調査方法等のガイダンス
- 判定業務の開始
- 判定結果の報告及びその活用
- 住民への広報等
- 判定を受けた宅地の所有者等への対応（相談対応）
- 実施本部業務の終了

3. 支援本部の業務内容

- 被害状況の把握
- 支援実施の決定
- 支援本部の設置
- 支援本部の業務開始
- 実施本部からの要請等の調整
- 支援実施計画の作成
 - ・ 他の都道府県等への支援要請 及び 国土交通省への調整要請
 - ・ 宅地判定士等の招集・派遣
 - ・ 宅地判定士等の帰還
 - ・ 報道機関等への対応
 - ・ 支援本部の解散

4. 宅地判定士の業務

- 原則、登録している都道府県等の要請による
- 危険度判定の実施にあたっては、実施マニュアルを遵守し実施本部長の指示に従い、迅速かつ誠実に判定を行う

(要綱第6条)

- 申請書等の提出を受け登録、登録証交付
- 有効期間は登録（更新含む）の日から5年後の年度末

4. 宅地判定士の業務 (1)

■ 事前説明

班長から、被災地の情報提供を受ける

- ・ 被災地の状況（危険区域、火災発生区域など）
- ・ 被災地情報（避難所や救急医療機関の位置など）
- ・ 気象情報、余震情報、
- ・ 判定方針、判定区域、
- ・ 判定資機材の受け取り方法、判定結果の表示、
- ・ 出発・終了時間や移動手段、緊急連絡方法 など

4. 宅地判定士の業務 (2)

■ 判定区域における行動基準

- ・ 判定作業を行う際には登録証を必ず携帯し、指定された腕章等を身に付ける
- ・ 判定作業は、必ずチーム単位で行う
- ・ 判定作業中及び移動中は、危険な場所に近づく等の無理な活動はしない

現地に入るとチームの判断

4. 宅地判定士の業務 (3)

■ 判定作業

- ・「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(33頁)に基づき、迅速かつ的確に実施
- ・「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定作成の手引」(137頁)に基づき、宅地ごとに、判定調査票に記入
- ・判定終了後、判定結果に基づき、宅地ごとに、当該宅地の見やすい場所(擁壁、のり面等)に、判定ステッカーを表示
 - ※ 判定ステッカーには、判定理由を明記

居住者等が判定ステッカーの貼付けを希望しない場合(故意に剥離する場合を含む)は、貼付ける必要はない

※ この場合は、判定調査票に、その旨記録し班長へ報告

4. 宅地判定士の業務 (4)

■ 住民等への対応

- ・ 判定に対する理解が得られないとき、判定を実施しなくても構わない。
※この場合は、判定調査票に、その旨記録、班長に報告
- ・ 現地で判定以外の業務を求められた場合は、被災宅地危険度判定の趣旨（二次災害を軽減・防止するため、担当被災地の被害状況を迅速に把握し、報告する必要があること）を説明し、理解を求める。

危険度判定の流れ

- ①判定調整員によるチーム編成
- ②班長、副班長（判定調整員が任命）は、
危険度判定に必要な資機材等を受け取り、判定士へ配布
※班長は班の総括担当者。判定を総括する。
- ③判定調整員、班長は、必要な情報を判定士へ提供
- ④危険度判定の実施
- ⑤判定ステッカーを貼付し、住民等へ結果を周知
- ⑥判定結果を班長へ報告（班長→判定調整員）
- ⑦帰還（出発から判定実施、引継ぎ、帰還まで、1週間を限度）